

政

令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

## 政令第二百五十五号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第七十六号）の施行に伴い、及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 期日前投票（第六十条—第六十三条の二）」を「第二節 共通投票所（第六十九条—

期日前投票所（第六十条—

第六十三条の二）」に、「第三節」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に改める。

第一条の三第一項中「その」を「磁気ディスク及び当該投票人名簿に記録されている事項」に改め、同条第二項中「事項が」の下に「投票管理者、開票管理者及び」を加え、「によって」を「から」に改め、「委嘱された職員」の下に「及び当該市町村の委託を受けて投票人名簿に関する事務の処理に従事する者」を加え、「同項の」を削り、「又はき損する」を「又は毀損する」に改める。

第二条第一号中「第八十三条及び第八十六条第一項において單に」を「以下」に、「いう。第十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項及び第一百四十四条第一項において」を「いい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第六十一条第七項に規定する実習生（第三章第四節において「実習生」という。）を含む。以下」に改め、同条

第二号中「第七十七条第一項及び第二項並びに第七十九条」を「第三章第四節」に改め、同条第三号中「第八十六条において單に」を「第四十七条第三項及び第三章第四節において」に改める。

第五条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「縦覧に供する」を「異議の申出」に改める。

第六条を次のように改める。

第十条第一項中「船員」の下に「（当該投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者を除く。）」を加え、同条第三項中「場合」の下に「その他総務省令で定める場合」を加える。

第十一条中「公職選挙法施行令第十九条」の下に「「第二十条」を、「引継ぎ」の下に「磁気ディスクをもつて調製されている投票人名簿を閲覧させる方法」を加え、「同令第二十一条第一項」を「同令第二十条中「法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項」とあるのは「憲法改正手続法第二十九条の二第一項」と、同令第二十一条第一項に改め、「（の期日及び異議の申出期間）とあるのは「縦覧及び異議の申出に対する決定に付する期日及び期間」とを削る。

第十五条第一項を次のように改める。

法第三十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外投票人名簿登録申請者」という。）が、在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章並びに第百四十四条第六項及び第七項において同じ。）（法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号を除き、以下この章並びに第百四十四条第六項及び第七項において同じ。）に対し、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十六条第一項の規定による申請書（次項、次条及び第十九条において「在外投票人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外投票人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行つている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

一 当該在外投票人名簿登録申請者の旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）

二 当該在外投票人名簿登録申請者が、在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。）内に住所を有することを証するに足りる文書

第十五条第二項を削り、同条第三項中「在外投票人名簿の登録の申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「後登録基準日」を「以後登録基準日」に改め、「掲げる場合」の下に「のいずれか」を加え、「法第三十六条第一項の規定による申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改め、同条第二項中「の申請」を「の規定による申請」に改め、同条第三項ただし書中「により」の下に「在従事する者」を削り、「又はき損する」を「又は毀損する」に改める。

第十九条中「在外投票人名簿登録申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改める。

第二十条中「在外投票人証」の下に「（法第三十七条第三項に規定する在外投票人証をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第一項中「法第三十七条第三項に規定する」を削り、同条第二項中「添えて、」の下に「在外投票人名簿に関する事務について」を加え、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第二項の規定による」を加える。

第二十二条第一項中「には」の下に「在外投票人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第一項の規定による」を加える。

第二十三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

在外投票人証の返納の特例  
在外投票人証の返納の特例

第二十三条の二 その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受けている者は、登録基準日後国民投票の期日までの間に公職選挙法施行令第二十三条の九第一項の規定により当該在外選挙人証を当該市町村の選挙管理委員会に返さなければならなくなつた場合には、同項の規定にかかるわらず、当該国民投票の期日までの間、当該在外選挙人証を返すことを要しない。

第二十四条第一項中「氏名」を「氏名及び」に改め、同条第二項中「交付」を「在外投票人証の交付」に「及び」を「又は」に、「又は」を「又は」に、「若しくは」を「若しくは」に改める。



第四十七条第二項中「以下に〔投票人名簿登録証明書〕を〔第八十四条第一項において〔投票人名簿登録証明書〕〕といふ。(その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員については、当該選挙人名簿登録証明書。以下この項及び第三章第四節において「投票人名簿登録証明書等」に「においては」を「には」に、「投票人名簿登録証明書を提出させなければ」を「投票人名簿登録証明書等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類及び当該憲法改正案に係る国民投票の投票用紙を交付した旨)」を記入しなければ」に改め、同条第三項中「規定する南極投票人証」の下に「その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている投票人については、当該南極選挙人証。以下この項及び第三章第四節において「南極投票人証等」という。」を加え、「においては」を「には」に、「南極投票人証を提出させなければ」を「南極投票人証等を提示させ、これに国民投票の投票用紙を交付した旨を記入しなければ」に改める。

第五十四条中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に、「よつて」を「により」に、「において」を「には」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎをかけた」を「施錠した」に、「かぎは」を「鍵は」に改める。

第五十五条第一項第一号中「第六十七条第一項」を「第六十七条第一項」に、「によつて」を「により」に、「において」を「には」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎをかけた」を「施錠した」に、「かぎは」を「鍵は」に改める。

第五十六条 投票管理者は、法第六十九条又は第七十条の規定により投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送致する場合に、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法
- 当該投票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法
- 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第四十七条第一項第二号口に掲げる方法により投票人が投票人名簿に登録されている者であるとの確認を行つた場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようするための措置を講じなければならない。
- 法第六十九条ただし書に規定する投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が投票人名簿に登録されている者であると認めた場合に、投票管理者が第二項に規定する措置を講じたときとする。
- 法第六十九条ただし書に規定する在外投票人名簿に規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が在外投票人名簿に登録されている者であると認めた場合に、投票管理者が第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される第四十七条第一項第二号口に掲げる方法により投票人が在外投票人名簿に登録されている者であることの確認を行つた場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該在外投票人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。
- 法第六十九条ただし書に規定する投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、投票人が投票人名簿に登録されている者であると認めた場合に、投票管理者が第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される第四十七条第一項第二号口に掲げる方法により行つた場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第三項に規定する措置を講じたときとする。
- 前二項の場合(市町村の選挙管理委員会が投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合を除く。)においては、当該投票管理者は、国民投票の当日、投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類を当該市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。
- 第四項又は第五項の場合(市町村の選挙管理委員会が投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

第四十二条第一項		各投票区	指定在外投票区	指定在外投票所			
投票区の投票所							
第一百三十三条第一項の表第四十二条第一項の項の次に次のように加える。							
第四十二条第一項第一号	第四十二条第一項第二号	投票区の区域	指定在外投票区	指定在外投票所			
第四十二条第一項第三号イからハまで	投票人名簿	投票人名簿	在外投票人名簿	が当該投票人名簿			
第四十二条第一項第二号	投票区の区域	指定在外投票区	指定在外投票区	が当該投票人名簿			
投票人名簿が法第二十条第二項二項	投票人名簿	在外投票人名簿	が当該在外投票人名簿	が当該投票人名簿			
第三十三条第二項	在外投票人名簿	指定在外投票区	指定在外投票区	が当該在外投票人名簿			

第六十条第一項	投票人名簿	を
在外投票人名簿	投票人名簿	を
在外投票人名簿	在外投票人名簿	を
第六十二条第四項の規定により読み 替えて適用される法第六十条第一項	在外投票人名簿	を

に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「有料老人ホーム」の下に「(第四項において)「有料老人ホーム」という。」を加え、「以下この節」を「第四項及び第六十九条」に改め、「婦人

同表第七十一項の規定に「不在者投票證明書」を「在外投票人証」に改め、同表第七十二条第一項の規定に「在外投票人証を提出し、又は在外選舉人証」を「並びに在外投票人証等」に改め、同表第七十二条第二項の項中「不在者投票證明書を提出し」を「不在者投票證明書を提出して」に、「在外投票人証を提示し」を「在外投票人証等を提示して」に改め、同表第八十八条第二項の項中「及び不在者投票證明書」を「不在者投票證明書及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙」に改め、同表第九十条の項を削り、同表第九十二条第二項の項中「第五十五条の規定による投票」の下に「(法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「(法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者又は法第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者)」を加え、「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に、「の規定により市町村の選舉管理委員会の指定した期日前投票所」を「に規定する指定期日前投票所」に、「によつて」を「により」に



第三十三条第二項	在外投票人名簿	が當該在外投票人名簿	在外投票人名簿	指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所をいう。以下この項第
第三十三条第一項	指定期日前投票所	が法第三十三条第二項に規定する法第六十一条第一項に規定する指定期日前投票所を同一とする	指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所
第三十二条	指定期日前投票所	が法第六十二条第一項に規定する指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所
第三十一条	指定期日前投票所	が法第六十二条第一項に規定する指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所
第三十条	指定期日前投票所	が法第六十二条第一項に規定する指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所

とする。

				第四十二条第一項
号第四十二条第一項第三三	第四十二条第一項第二二 号イからハまで	第四十二条第一項第二二 号イからハまで	第四十二条第一項第一一 号	
投票人名簿	投票区の区域	投票区の区域	投票区の投票所	各投票区
投票区の区域	投票人名簿	投票人名簿		
投票人名簿	投票人名簿が法第二十条第二項	投票人名簿が法第二十条第二項		
投票人名簿				

2 第百四条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項を次のように改める。

投票人は、第一百一条第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、法第六十二条第一項第二号の規定による投票をしなかつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第五十五条の規定による投票（法第五十二条の二第一項の規定により其共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。第一号において同じ。）又は法第六十条第一項、第六十一条第一項若しくは第六十二条第一項第一号の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

一 法第五十五条の規定による投票をしようとするとき 当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者（法第五十二条の二第一項の規定により其共通投票所を設ける場合には、当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者又は法第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）

二 法第六十条第一項の規定による投票をしようとするとき 法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項に規定する指定期日前投票所の投票管理者

三 法第六十一条第一項の規定による投票をしようとするとき 当該投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

四 法第六十二条第一項第一号の規定による投票をしようとするとき 在外公館の長

第五百七条中「第九十条」を「第九十条第二項」に、「第九十条中「第八十八条の規定」を「第九十条第二項中「三百三十二条第一項の規定により読み替えて適用される第八十八条」に、「第一百」条第二項の規定」を「第一百二条第二項」に改め、「投票及び不在者投票証明書」とあるのは「投票」と「」を削り、同条第三項中「は、前二項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「管理者。以下この節」を「管理者。同条」に、「いう。以下の節」を「いう。第六十九条第四項第三号及び第九項」に、「第六十九条第八項」を「同条第八項」に、「においては」を「には」に、「同じ。」は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院」を「不在者投票施設の長」という。は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設に、「これら」を「当該」に、「文書をもつて」を「文書で」に改め「同項の」及び「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等の」に、「船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。第八十三条」を「者に限る。第八十二条の二各号」に改め、「この節において」を削り、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提出しなければ」を「投票人名簿登録証明書等を提示しなければ」に改め、同条第六項中「第八十四条第一項に規定する南極投票人証」を「南極投票人証等」に、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「投票人名簿登録証明書を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提出しなければ」を「投票人名簿登録証明書等を提示しなければ」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「南極投票人証を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該投票人の南極投票人証を提出しなければ」を「南極投票人証等を提示しなければ」に改める。

第六十五条第一項中「においては、前条」を「には、前条第一項、第二項又は第四項」に、「投票人名簿登録証明書を提出し、」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「船員手帳」の下に「(当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書)」を加え、同条第二項中「」とあるのは「船員」と「前二項」とあるのは「次条第一項」を「は、前二項」とあるのは「船員」は、次条第一項」と「に、前二項」とあるのは「に、同項」に改め、「あるべき」及び「依頼があつた」を削り、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に、「」とあるのは「次条第一項」と「文書をもつて」を「の」とあるのは「次条第一項の」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」に、「文書により、投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に、「投票人名簿登録証明書及び」を「投票人名簿登録証明書等及び」に改め、「船員手帳」の下に「(当該船員が実習生である場合には、法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書)」を加え、「」と「同項」とあるのは「次条第一項」と「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」を「次条第一項の規定による請求及び」に改める。

項の規定による」の下に「点字によつて投票する旨の」を加え、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項中「によつて」を「によるに、  
には」を「において」に、「あつては」を「には」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登  
録証明書等」に改め、同条第七項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第八項中「にお  
いては」を「には」に改め、同条第十二項中「においては」を「には」に、「よつて」を「により」  
に改め、同条第十三項中「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、同条第十  
四項中「において、この条」を「における第一項、第四項及び第九項」に、「においては」を「には」  
に、「と」当該」を「ど」に、「とあるのは」当該」を「とあるのは」に、「第十四項」を「第十四項  
各号」に改める。

第六十七条第一項中「一によつて投票用紙」を「による投票用紙」に「には」を「において」に受けた場合にあつては、当該国民投票」を「受けたときは、当該国民投票」に改め、「第一号及び第三号に掲げる措置をとるときは」を削り、「である場合にあつては」を「であるときは」に「投票人名簿登録証明書等」を「投票人名簿登録証明書等」に改め、「第八十四条第一項に規定する」を削り、「南極投票人証」を「南極投票人証等」に改め「交付した旨」の下に「(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨。次条第一項及び第八十一条第六項において同じ。)」を加え、同項各号中「によつて」を「による」に、「あつては」を「には」に改め、同条第二項中「の措置」を「に掲げる措置」に、「おいては」を「には」に、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「により」の下に「交付され、又は郵便等をもつて発送された」を加える。

第六十八条第一項中「第二号に掲げる措置をとるときは」を削り、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に改める。

規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この節において「指定船舶等」という。）に改め、同条第七項中「第六十一一条第八項各号」を「第六十一  
条第九項各号」に改め、同条第八項中「若しくは第六項」及び「第五項の」を削り、「又は前項の」を  
「指定船舶等の船長又は」に、「においては」を「には」に改め、同条第九項中「においては、船員  
法第二十条の規定によつて船長の職務を行ふべき」を「には、船舶の船長の職務を代理すべし」に改  
め、「特定国外派遣組織の長」の下に「指定船舶等の船長」を加える。  
第七十四条第一項中「第六十一条第二項に規定する投票人」の下に「（その登録されている投票人名  
簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から選挙郵便等投票證明書の交付を受けている者を除  
く。）」を加える。

第七十七条第一項中「を提出し、又は」を「又は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「当該国民投票郵便等投票證明書」を「同項の規定により提示すべき国民投票郵便等投票證明書」に改め、同条第三項中「による」の下に「投票用紙及び投票用封筒」を、「ときは」の下に「投票用封筒の表面に国民投票である旨を記入し」を加え、同項後段を削る。  
第七十九条中「当該国民投票郵便等投票證明書」を「第七十七条第一項の規定により提示した国民投票郵便等投票證明書」に改める。

第八十一条第一項中「選挙人」を「投票人」に改める。  
第八十二条第一項中「においては」を「には」に、「において単に」を「及び第一百四十四条第一項において單に」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票登録証明書等」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第二

表第四十四条の項中「場所」を削り、同表第七十条第四項の項中

投票送信用紙の投票記載部分

卷

投票用紙

投票用紙

投票送信用  
三條第二十  
う同じじ。

に改め、投票送信用紙の必要事項記載部分の下に（第八十二条第三項

以下に規定する投票記載部分及び次項記載部八

に規定する必要事項記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「投票人名簿登録証明書」を「第八十二条第一項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等」に、「ある場合にあつては」を「自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項において同じ。」で、ある場合には「に、及び投票人名簿登録証明書」を「及び当該投票人名簿登録証明書等」に改め「である旨」の下に「とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習生である旨とする。」を加え、「ファクシミリ装置」を「投票送信用ファクシミリ装置」を「投票送信用ファクシミリ装置」という。」に「はり付け」を「貼り付け」に改め、同表第七十条第五項の項中「ファクシミリ装置」を「投票送信用ファクシミリ装置」に改め、同条第十三項中「第十一項のファクシミリ装置」を「投票受信用ファクシミリ装置」に、「においては」を「には」に、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第十四項中「指定船舶」を「指定船等」に、「すべて」を「全て」に、「においては」を「には」に改め、「第七項の規定により提出を受けた投票人名簿登録証明書」を削り、「の投票人名簿登録証明書」を「が同項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等」に改め、同条第十五項中「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に、「においては」を「には」に改め、同条第十六項中「においては」を「には」に改める。

**第八十二条の二** 法第六十一条第八項に規定する政令で定める投票人は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海する次に掲げる船員とする。

二 前条第七項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする時において

**第八十二条の三** 船員は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合において、國（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例）

るときであつて、前条第一号に該当するときは、登録基準日後、自ら又はその代理人によつて指

<sup>前記定船場等内に設置された沿第六十一条第一項において準用する同条第七項の送信に用いたるアクリル板等の表示装置</sup>「投票送信用ファクシミリ装置」<sup>といふ。(注)を識別するための番号等を記入して、投票用紙とともに封筒に入れて提出する。</sup>

2 は郵便局の送付用封筒及び投票用封筒の交付を請求する手紙で、  
1 船員又はその代理人人は、前項の規定による投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付の請求を  
10 提出する際、必ず添封する。又はE-mailによつて提出する場合は、必ず添封する。

3 係  
指定市町村の選舉管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求をした船員について、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間が当該船員が乗る指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、国民投票の当日法第六十条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれることとに、前条第一号に該当すると認めるときは、当該船員が第六十七条又は第六十八条の規定により不在者

紙用封筒の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び国民投票である旨、当該船員が登録されている投票人名簿の属する市町村名及び当該船員が乗船する指定船舶等の名称並びに法第六十一条第八項の規定による投票に係る請求である旨を記入するとともに、当該船員の指定船舶等への乗船及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長と当該船員との間の投票送信用ファクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下この節及び第一百四十四条第三項において「確認書」という。）にその市町村名及び当該船員の船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合には、投票人名簿登録証明書等の交付年月日及び自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、投票人名簿登録証明書等の交付年月日及び実習

生である旨とする。)を記入し、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該船員又はその代理人に交付しなければならない。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、当該船員の投票人名簿登録証明書等にその市町村名並びに国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員又はその代理人に交付した旨(一以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類並びに当該憲法改正案に係る国民投票の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員又はその代理人に交付した旨)を記入しなければならない。

4 船員の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれらを船員に引き渡さなければならない。  
5 指定市町村の選舉管理委員会の委員長は、第十四項において準用する第八十二条第十一項に規定するファクシミリ装置（以下この条において「投票受信用ファクシミリ装置」という。）を設置した場合には、速やかに当該投票受信用ファクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けた船員に通知しなければならない。

の航海の期間中にかかる場合において、法第六十一条第八項の規定による投票をしようとするときは、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に投票送信用ファクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、総務省

令で定めるところにより、当該指定市町村の選舉管理委員会の委員長から当該船員が送信した当該確認書を投票受信用ファクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならない。

前項の規定により確認を受けた船員は、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間に、当該船員の現在する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分に

その氏名、住所、第一項の規定により提示した投票人名簿登録証明書等の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合には、その氏名、住所及び当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び

当該投票人名簿登録証明書等の交付年月日並びに実習生である旨とする。」を、投票送信用紙の投票記載部分に賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を、それぞれ記載し、これを第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対

8 前項の規定により送信をした船員は、直ちに、自ら、当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項

記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならぬ。  
9 指定市町村の選管委員会の委員長は、第七項の規定により送信された投票を投票受信用ファ  
クシミリ装置により受信した場合は、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信し

た部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている投票人名簿の属する市町村の選舉管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

10 第七項の規定により送信をした船員は、本邦に帰つた場合には、速やかに第八項の規定により封出した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて法第六十一条第八項の規定による投票をする船員に係る次の表の上欄に掲げる前条の規定の適用については、これらの規定をした投票送信用紙用封筒及び第六項の規定により送信した確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に提出しなければならない。
11 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書をその表面に表示された船員が登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。
12 第七項の規定により送信をしなかつた船員は、本邦に帰つた場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、第一項の規定により提示した投票人名簿登録証明書等を提示しなければならない。
13 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により投票人名簿登録証明書等の提示を受けた場合には、当該投票人名簿登録証明書等に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を記入しなければならない。
14 第八十二条第三項、第十一項及び第十二項の規定は、法第六十一条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第八十二条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項		前項		第八十二条の三第一項		第九項		第一項の規定により確認		前項の規定により確認	
第十一項	第八項	第十二項	第八項	第八十二条の三第七項	第八十二条の三第六項の規定により送信された同条第三項に規定する確認書及び同条第七項に規定する確認書	第十項	第十一項	投票送信用ファクシミリ装置	第八十二条第二項に規定する投票及び投票送信用紙用封筒を交付した	第八十二条第一項後段の規定により船長が通知した	次条第一項の規定により添えた
第八十二条の四	第八十二条第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、同条第一項の規定による申出をした船員で国民投票の当日法第六十条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれ、かつ、第八十二条の二第二号に該当するものから、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日の前日までの間に、第八十二条第七項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第六十七条又は第六十八条の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに前条第三項又は第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたときを除くほか、第八十二条第七項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を当該指定船舶等の名項記載部分に署名し、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を法第六十一条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒として当該船員に交付するとともに、第八十二条第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならない。	第十三項	第十四項の表第三項の項第十四項の表第十一項の項第十四項の表第十二項	第八十二条の三第一項	投票送信用紙用封筒並びに確認書	投票送信用紙用封筒及び確認書	投票送信用紙用封筒並びに確認書	投票送信用ファクシミリ装置	第八十二条第二項に規定する投票及び投票送信用紙用封筒を交付した	第八十二条第一項後段の規定により船長が通知した	次条第一項の規定により添えた
(選挙人名簿登録証明書を有する船員の被登録資格等の申立て)	第八十三条 船員は、第六十五条第一項の規定による請求、第八十二条第一項の規定による申出又は第八十二条第三項の規定による請求をしようとする場合において、選挙人名簿登録証明書を提示され、又は添えるときは、当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の投票人名簿に登録される資格を有する旨(登録基準日以前に第八十二条第一項の規定による申出又は第八十二条の三第一項の規定による請求をしようとする場合は、登録基準日において当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていることが見込まれる旨)を申し立てなければならぬ。	第十五項	第十六項	第八十二条の三第七項	第八十二条の三第六項の規定により送信された同条第三項に規定する確認書及び同条第七項に規定する確認書	第十七項	第十八項	投票送信用紙用封筒	投票送信用紙用封筒	投票送信用紙用封筒	投票送信用紙用封筒

第八十四条第一項中「投票人名簿登録證明書」の下に「の交付を受けている場合又はその登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から南極選挙人証の交付を受けている場合若しくは当該市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録證明書」を加え、「その登録されている投票人名簿の属する」を「当該」に改め、「及び次条」を削り、同条第三項中「有効期間」の下に「及び返納」を加える。

第八十五項第一項中「登記予定南極調査員」を「登記予定南極投票人証等」に改め、同条第三項中「法第六十一条第八項」を「法第六十一條第九項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「法第六十二條の」を加え、同項の表第八十二條第三項の項中「第八十二条」を「第三項」に改め、同表第八十二条第四項の項を次のように改める。



第六十一条の次に次の二条を加える。

(期日前投票所を開かず 又は閉じる場合等の通知)

又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に

通知しなければならない、市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も 同様とする  
第六十三条中「第六十条第二項」を「第六十条第五項」に改める。  
第六十三条の二第一項中「法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町  
村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。次項から第四項まで  
において同じ。」を削り、「第六十条第二項」を「第六十条第五項」に改め、同条第二項から第四項ま  
での規定中「第六十条第二項」を「第六十条第五項」に改める。

(共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例)  
**第五十九条の二** 法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における適用については、これらの規定中表の欄に掲げる規定に準ずる。

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

	第四十一条						
	第四十二条第一項						
	第四十二条第一項各号						
	第四十三条第一項						
	第四十四条						
	第四十五条						
	第四十六条						
	第五十二条第一項						
	第五十三条第一項						
	第五十四条						
投票所	第六十七条第一項	第七十四条	投票所外	第五十九条第二項	投票所及び共通投票所	区域又は共通投票所	投票所又は共通投票所
投票所又は共通投票所	第五十二条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第六十一条第一項	第五十二条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第六十一条第一項	投票所外若しくは共通投票所外	第五十二条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第六十一条第二項	投票所又は共通投票所	各投票区及び共通投票所	各投票区及び共通投票所

村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等（投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本（当該投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）及び在外投票人名簿又はその抄本（当該在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第一百一条第二項及び第百十九条第一項において同じ。）をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が指定した開票区の開票管理者とする。

2 指定都市以外の市町村の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定によつて各自の投票権を行使する。但し、下記の場合は、(1)前項の規定による投票権を行使する。

3 指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選舉管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等の

送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理

二 分割開票区及び数市町村合同開票区  
（別用表区、改行丁才台司用表区）

四三二 分割開票区 数市町村合同開票区及び  
数市町村合同開票区

4 指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選舉管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等の

送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。  
一分別用投票及び改区合司用投票区

## 5 市町村の選挙管理委員会（指定都道府県）

開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

6 設定都道府県は、同の市町村の選舉管理委員会を第一項の規定による監督に係る其選舉事務を託したものに限る。は、同の市町村の選舉管理委員会を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

7 指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る共通投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定め

第百十九条を次のように改める。

**〔投票人名簿及び在外投票人名簿の送付〕**

百六十九条 票券管理者は、法第八十一条第三項の規定による報告をした後、直ちに投票人名簿又はその複数の抄本を市長に提出する。但し、投票人名簿の提出は、投票人登録の届出書の提出と同一の日付とする。

2 の控本及び在外投票人名簿又はその控本を市町村の選挙管理委員会に送付しなければならぬ開票管理者は投票人名簿が法第三十二条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製されてゐる場合は又は外投票人名簿が法第三十二条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されてゐる場合において、前項の規定により当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は

一 当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村の選挙管理委員会の方法により行うものとする。

二 使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法  
二、当該開票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送付する  
方

方法 第百二十二条の見出しが「縁延開票に関する通知」に改め、同条第一項中「第七十一条第一項本文」と「第七十一条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて開票を行わせることとした。

〔同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせる〕とした旨及び当該開票の期日を、それぞれに改める。

【本文】を「第七十一条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて国民投票分会を行なわせることとした場合及び当該」を加え、「においては」を「には」に、「その旨を」を「同項前段の

〔それ故により更に期日を定めて国民投票分會を行わせることとした旨及び当該国民投票分會の期日を  
〔それ故に改め、同条第三項中「第七十一条第一項本文」を「第七十一条第一項前段」に改め、「に  
より」の下に「更に期日を定めて国民投票會を行わせることとした場合及び當該」を加え、「において

〔は〕を〔には〕に、〔その旨〕を〔同項前段の規定により更に期日を定めて国民投票会を行わせる旨〕とした旨及び当該国民投票会の期日を、〔それぞれ〕に改める。

〔第三十九条第一項〕に改め、「第四十三条第一項」の下に〔在外投票人名簿登録に関する部分を除く。〕を加え、「第六十条第二項（法第六十二条第二項の規定により読み替える。）

適用される場合に限る。」の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項（法第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、法第六十条第一項、第六十一条第三項及び第六十一条第一項から第九項まで、「第五十二条の二第一項から第四項まで、第六十条第一項から第四項まで及

六条第二項又は第四十条第二項において準用する公職選挙法第二百十九条第一項に「市の長」を「市長」に、「市」を「市」に「する」を「し、法第四十三条第一項（在外投票人名簿の登録に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする」に改め、同条の規定

項中「同条第二号」の下に「及び第三号」を加える。  
第一百四十二条第一項中「第三項」の下に「第十七条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第二

九条の第三十一項第一項】を加え、同条第二項中【第五十九条第一項及び第二項】の下に【第五十九条第一項及び第二項】を加え、同条に次の一項を加える。

区（総合区を含む。以下この節に  
記載する用語の意味を除く）  
市町村の  
第八十二条第一項  
ける字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十三条	
市町村の投票人名簿	
区の投票人名簿	が作成された。この節において同じく

市町村の住民基本台帳  
区の区長が作成した住民基本台帳

第八十五条第一項	市町村の 市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した 区の投票人名簿
（百四十四条第一項中「第七項又は第八項」を「若しくは第七項の規定による投票、同条第八項の規定による投票（第八十二条の二第二号に掲げる船員が行うものに限る。）又は法第六十一条第九項に、「する行為」を「行う行為」に「若しくは第六項に規定する指定船舶等の船長（当該船長が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者）で同条第四項若しくは第六項に規定する不在者投票管理者であるもの又は」に「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「する行為は、第六十九条第五項に規定する」を「行う行為は」に「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に「すれば」を「行わなければ」に改め、同条第六項とし、同条第五項中「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。	市町村の 市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した 区の投票人名簿
（百四十五条第一項第五号中「行われれる」を「行う」に「同条第四項」を「第七十一条第三項において準用する第七十条第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「する」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「又は同条第二項において準用する第六十四条第四項」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。	市町村の 市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した 区の投票人名簿
（百四十五条第二項中「前項第二号から第四号まで及び第七号」を「第一項第四号から第七号まで、後八時と異なる時刻を定める場合には、前項各号に掲げる行為について、それぞれ午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。	市町村の 市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した 区の投票人名簿
（百四十六条第一項中「により」の下に「午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、前項各号に掲げる行為について、それぞれ午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。	市町村の 市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した 区の投票人名簿
（百四十六条第一項中「により」の下に「午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定めた場合又は」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に改める。	市町村の 市町村の住民基本台帳	区の区長が作成した 区の投票人名簿

